

訪問型サービス（独自）

青色：新規、赤色又は黄色：変更、灰色：使用しない

令和6年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス1 1日割		30.4 単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合 2349 単位	30.4 単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス1 2日割			77	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3727 単位	30.4 単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス1 3日割			123	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス2 1 (1回-4回)	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で4回 287 単位	287	1回につき		
A2	2421	訪問型独自サービス2 1 (5回-8回)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで 287 単位	287			
A2	2431	訪問型独自サービス2 1 (9回-12回)		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで 287 単位	287			
A2	2511	訪問型独自サービス2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位		179	
A2	2621	訪問型独自サービス2 3			(二) 所要時間45分以上の場合 220 単位		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163 単位	163		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2			(2) 1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割				日割の場合 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割				日割の場合 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	ロ 1月当たりの回数を定める場合	9	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2			(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3			(二) 所要時間45分以上の場合 2 単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	八 初回加算	200 単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200		

網掛け部分は、大田原市では使用しません

A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。